

席上配布資料⑤

平成 26 年度第 3 回子ども子育て審議会

平成 26 年度第 1 回幼保基準部会「資料 2」補足資料

平成 26 年度第 2 回幼保基準部会「席上配布資料 3」関連

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の考え方

～家庭的保育事業等に係る関係法令と運営の現状について～

解 説

- ・この資料は、家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準について、前回の幼保基準部会に提出した資料 2 の項目に沿い、関係法令と運営の現状を記載したもので、その補足説明資料となります。
- ・この基準は、西東京市が策定し、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の認可を行なうためのものです。

表中のマーク等について

国基準概要欄

- ・「●」：従うべき基準、「○」：参酌すべき基準

現状と関係法令欄

- ・「★」：現状
- ・「◆」：現状に関する関係法令等

1 総則

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
最低基準の目的	<p>○ 市町村が条例で定める基準（最低基準）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障する。</p>				

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
最低基準の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長村長は、市町村児童福祉審議会等の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 ○ 市長村長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。 				
最低基準と家庭的保育事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭的保育事業者等は、市町村が定める最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 ○ 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由 				

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
	として、その設備又は運営を低下させてはならない。				
家庭的保育事業者等の一般原則	<p>○ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>○ 地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p>	<p>◆ 保育所保育指針第1章 4に準拠</p> <p>(一) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなくてはならない。</p> <p>◆ 保育所保育指針第1章 4に準拠</p> <p>(二) 地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p>	<p>◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱第2(1) 実施内容</p> <p>保育の実施に当っては、保育所保育指針に準拠する。</p>		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
	<p>○ 自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>○ 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>○ 事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 (居宅訪問型保育事業を除く)</p>	<p>◆ 保育所保育指針第4章 2に準拠 保育士等は自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その保育実践の改善に努めなければならない。</p> <p>★ 外部評価（第三者評価等）は受けていないが、平成26年度より子育て推進員が巡回相談の中で、評価指導を行っている。</p> <p>◆ 西東京市家庭的保育事業運営要綱第3 家庭的保育事業を実施する施設の</p>			

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
	○ 構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けられなけ	<p>基準は、市長が別に定める。</p> <p>◆ 家庭的保育者委託契約書第2条 (資格)</p> <p>(1) 市内に保育室を開設するのに必要な施設を確保できる。</p> <p>◆ 家庭的保育者委託契約書第3条 (設備基準)</p> <p>(1) 保育専用室として、部屋を原則1階に有すること。</p> <p>◆ 家庭的保育者委託契約書第3条 (設備基準)</p> <p>(1) 保育専用室として、通風、採</p>	◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱第7 建物及び設備の基準		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
	ればならない。	<p>光のよい部屋を有すること。</p> <p>(2) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p> <p>◆ 家庭的保育者委託契約書第 16 条 (遵守事項)</p> <p>(4) 児童の負傷、疾病等の防止に努め、異常があると認められるときは、適切な措置を講じること。</p> <p>(5) 火災その他の非常事態に対する準備及び対策に万全を期すること。</p>	<p>小規模保育所の構造及び設備は、建築基準法等の定めるところのほか、採光、換気等入所児童の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払い、次の各号に掲げる基準による設備を有し、適切に運営しなければならない。</p>		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
保育所等との連携	<p>● 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、集団保育の体験の機会設定、相談に関する支援、代替保育の提供、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。</p>	<p>★ 現在は共同実施型施設にて東京都要綱別表2の1（2）にある連携事業を実施している。保育交流、相談業務等を実施している。</p> <p>緊急時の連絡などは全園対象に実施している。</p>	<p>★ 保育所保育指針に準拠</p>		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
家庭的保育事業所等と非常災害	○ 家庭的保育事業所等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、訓練等をするように努めなければならない。	◆ 家庭的保育者委託契約書第 16 条 (遵守事項) (5) 火災その他の非常事態に対する準備及び対策に万全を期すること。	◆ 認可外保育施設に対する指導監督要綱別表 1 に定める認可外保育施設指導監督基準 (以下「指導監督基準 (都)」) の 3 (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
	○ 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。	◆ 家庭的保育事業等実施要綱（都）別表 1 の 3 実施場所 カ 火災警報器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。 ★ 平成 26 年度より、巡回相談で実施に向けた指導をしている。	イ 避難消火等の訓練は、少なくとも毎月 1 回は行わなければならない。		
家庭的保育事業等の職員の一般的要件	○ 家庭的保育事業者等において保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の倫理及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	◆ 家庭的保育者委託契約書第 2 条（資格） 児童の保育に理解及び熱意を有する心身ともに健全な者で、保育に専念できるものでなければならない。 ◆ 家庭的保育者委託契約書第 8 条			

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
		<p>(補助者の条件)</p> <p>心身ともに健全であつて、保育に関する知識及び熱意を有し、児童の保育に専念でき、第4条に規定する研修を修了した者とする。</p> <p>◆ 家庭的保育事業等実施要綱（都） 別表1の2 家庭的保育者等</p> <p>1 エ 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>			
家庭的保育事業等	○ 職員は、常に自己研さんに励み、	◆ 家庭的保育事業等実施要綱（都）	◆ 指導監督基準（都）の5		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
の職員の知識及び技能の向上等	法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。また、家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	別表 1 の 2 家庭的保育者等 1 オ 法に定める家庭的保育事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ◆ 保育所保育指針第 7 章 2 に準拠 施設長（家庭的保育者）は、保育の質及び職員の資質の向上のため、次の事項に留意するとともに、必要な環境の確保に努めなければならない。 ★ 都及び協会等の研修会参加や、外部講師による家庭的保育事業の研修実施	(2) イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	<p>○ 家庭的保育事業者等は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ施設及び職員の一部を兼ねることができる。</p> <p>● ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用者乳幼児の保育に直接従事する職員についてはこの限りではない。</p>				

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
利用者を平等に取り扱う原則	● 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	◆ 児童福祉法施行規則第 36 の 38 第 2 項の規定により読み替えられた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 9 条 家庭的保育者においては、保育を行っている乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は保育料を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。	◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱第 2 (1) 実施内容 保育の実施に当っては、保育所保育指針に準拠する。		
虐待等の禁止	● 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	◆ 家庭的保育事業等実施要綱 (都) 別表 1 の 2 1 キ 保育を行っている乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響	◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱第 2 (1) 実施内容 保育の実施に当っては、保育所保育指針に準拠する。		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
		を与える行為をしてはならない。			
懲戒に係る権限の 濫用禁止	● 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。		◆ 指導監督基準（都）の 5 （2）ウ 児童に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること。 しつけと称するか否かに問わず児童に身体的苦痛を与えてはならないこと。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
衛生管理等	<p>○ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○ 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>◆ 家庭的保育事業等実施要綱（都）別表 1 の 6 衛生管理等</p> <p>1 家庭的保育事業による保育を行っている乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育者は、家庭的保育事業を行う場所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱第 2（1） 実施内容</p> <p>保育の実施に当っては、保育所保育指針に準拠する。</p> <p>◆ 指導監督基準（都）の 6（1）衛生管理の状況</p> <p>調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。また、食品の保存に当っては、冷蔵庫を利用する等</p>		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
	<p>○ 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>○ 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>○ 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めな</p>	<p>3 家庭的保育事業を行う場所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>衛生上の配慮を行うこと。</p> <p>◆ 指導監督基準（都）の7</p> <p>(5) 医薬品等の整備 必要な医薬品その他の医療品を備えること。</p> <p>(6) 感染症への対応 感染症にかかっていることがわかった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。なお、感染症の疑いがある場合も同様であること。</p>		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
	ればならない。				
食事	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱第2(7) 食事の提供 食事の提供については、小規模保育所内で調理することを原則とする。 		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
食事の提供の特例	<p>● 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、食事の提供を搬入施設において調理し搬入する方法により行うことができる。</p> <p>①食事の提供の責任が家庭的保育事業者にあり、管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容が確保されていること。</p> <p>②栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p>		<p>◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱第2(7) 食事の提供</p> <p>ただし、運搬手段等について衛生上適切な措置がされているほか、次に掲げる要件をすべて満たしている場合に限り、連携施設からの外部搬入を行うことができるものとする。</p> <p>ア 児童の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養摂取量の確</p>		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
	<p>と。</p> <p>③調理業務の受託者を、給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする</p> <p>こと。</p> <p>④年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた給食の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができること。</p> <p>⑤食を通じた健全育成を図る観点から、発育及び発達の過程に</p>		<p>保等、児童の食事の内容、回数及び時期について、適切に応じることができること。</p> <p>イ 食を通じた児童の健全育成を図る観点から、児童の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
	<p>応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>● 搬入施設は、連携施設、同一又は関連法人が運営する小規模保育事業等、義務教育諸学校又は共同調理場。</p>				
利用乳幼児及び職員の健康診断	○ 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない	<p>◆ 家庭的保育事業等実施要綱（都）別表 1 の 9 区市町村が行う体制整備</p> <p>4 ア 保育を行う乳幼児に対し、保育の開始時の健康診断、少なくとも 1</p>	<p>◆ 指導監督基準（都）の 7</p> <p>(3) 児童の健康診断</p> <p>ア 継続して保育している児童の健康診断を入所時及び 1 年に 2 回実施するこ</p>		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
	ない。	年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	と。		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
	○ 職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	<p>◆ 家庭的保育事業等実施要綱（都）別表 1 の 9 区市町村が行う体制整備</p> <p>4 エ 家庭的保育者の健康診断に当たっては、特に保育を行っている乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>	<p>◆ 指導監督基準（都）の 7</p> <p>(4) 職員の健康診断</p> <p>ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。</p> <p>イ 調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施すること。</p>		
家庭的保育事業所等内部の規定	<p>○ 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p>	★ 契約書に一部記載	<p>◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱第 10 第 2 項</p> <p>設置者は、次に掲げる情報について開示しなければならない。</p>		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
	②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策		(1) 運営方針 (2) 施設概要 (3) 保育内容 (4) 保育料 (5) 年齢別定員、開所時間、1日のスケジュール、保育目標等 (7) 損益計算書、貸借対照表等の財務諸表		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
	⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項				

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
家庭的保育事業所等に備える帳簿	○ 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	<p>◆ 家庭的保育者委託契約書第 20 条 (書類等の整備)</p> <p>次に掲げる書類等を備え、請求があるときは、これを提出しなければならない。</p> <p>(2) 児童の出席簿</p> <p>(3) 保育日誌</p> <p>(5) 金銭出納簿及び出納内訳書</p> <p>(6) 職員の履歴書及び資格証明書の写し</p>	<p>◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱第 11</p> <p>別表に定める書類を整備し、備え付けておかなければならない。</p> <p>重要事項説明書、就業規則、児童出欠簿、保育日誌、経理帳簿類等</p>		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭的保育事業等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ● 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又は 	<p>◆ 家庭的保育者委託契約書第 16 条 (遵守事項)</p> <p>(10) 受託に関して知り得た個人情報 を他に漏らさないこと。</p> <p>◆ 家庭的保育事業等実施要綱 (都) 別表 1 の 8 秘密保持等</p> <p>1 家庭的保育者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 家庭的保育事業を行う区市町村は、家庭的保育者であった者が、正当</p>	<p>◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱第 9</p> <p>小規模保育所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 設置者は、職員であった者が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じな</p>		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
	その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない	なければならない。		
苦情への対応	○ 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	<p>◆ 家庭的保育事業等実施要綱（都）別表 1 の 9 区市町村が行う体制整備</p> <p>3 カ 家庭的保育事業に関する保育を行っている乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱第 2（1） 実施内容</p> <p>保育の実施に当っては、保育所保育指針に準拠する。</p> <p>◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱第 10</p> <p>重要事項説明書に記載しなければならない内容な次</p>		

項目	国基準概要	現状と関係法令等			
		家庭定保育事業	小規模保育事業 (都基準スマート保育事業)	居宅訪問型保育事業	事業所型保育事業
	<p>○ 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第 24 条第 6 項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>◆ 家庭的保育者委託契約書第 16 条 (遵守事項)</p> <p>(7) 発注者の指導、勧告等を受けたときは、その内容に従うこと。</p>	<p>のとおりとする。</p> <p>(10) 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</p>		

2 家庭的保育事業

項目	国基準概要	現状と関係法令等
設備の基準	<p>○ 家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅その他の場所であつて、以下の要件を満たす場所を実施するものとする。</p> <p>①乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</p> <p>②専用の部屋の面積は、9.9 m²（保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3 m²を加えた面積）以上であること。</p> <p>③乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>④衛生的な調理設備【従うべき基準】及び便所を設けること。</p> <p>⑤同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む）があること。</p>	<p>◆ 家庭的保育者委託契約書第3条（設備基準）</p> <p>家庭的保育事業を行う保育施設（以下「保育施設」という。）は、次に定める条件を満たしていなければならない。</p> <p>（1） 保育専用室として、通風及び採光のよい9.9平方メートル（6畳。ただし、3人を超えて保育する場合は、3人を超える児童1人につき3.3平方メートルを加算）以上の面積の部屋を原則として1階に有すること。共同実施型家庭的保育者の保育専用施設は、各家庭的保育者1人につき専用の保育室をそれぞれに有すること。</p> <p>（2） 児童の年齢に応じた衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p> <p>（3） 電話設備及び空調設備を有すること。</p> <p>（4） 児童の遊戯に適する広さの屋外遊技場を敷地内に有すること。ただし、敷地内に屋外遊戯場がないときは、付近にこれに代わるべきものがあること。</p> <p>◆ 家庭的保育事業等実施要綱（都）別表1の3 実施場所</p> <p>保育を行う場所は、家庭的保育者の居宅その他の場所であつて、次に掲げる要件を満たすものとして、区市町村長が適当と認める場所を実施するものとする。</p> <p>ア 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</p> <p>イ アに掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<p>⑥庭の面積は、満二歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>⑦火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること</p>	<p>児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数の1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。</p> <p>ウ 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>エ 衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p> <p>オ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。</p> <p>カ 火災警報器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
職員	<p>● 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。</p> <p>● 家庭的保育者は、市町村が行う研修（市町村が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を終了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者で、以下のいずれにも該当する者。</p> <p>①保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者。</p> <p>②法第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号のいずれにも該当しない者。</p>	<p>★ 医師の指定を求めているが、嘱託医設置の規定なし</p> <p>★ 調理員設置の規定なし</p> <p>◆ 家庭的保育者委託契約書第 2 条（資格）</p> <p>児童の保育に理解及び熱意を有する心身ともに健全な者で、他に職業を有さず、家庭環境が健全で保育に専念できるものでなければならない。</p> <p>（3） 家庭的保育事業ガイドラインに基づき市町村長が実施する認定研修により家庭的保育者としての必要な知識を習得したもので、児童の保育の経験のあるもの。</p> <p>（6） 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）等の規定により、罰金以上の刑に処されたことがないなど、法第 18 条の 5 の規定による保育士の欠格要件に該当しない者。</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<p>●家庭的保育者一人が保育できる乳幼児は3人以下。ただし、家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下。</p>	<p>◆ 家庭的保育事業等実施要綱（都）別表1の2 家庭的保育者等</p> <p>1 ア 区市町村長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区市町村長が認める者であつて、乳児又は幼児の保育を行う者として区市町村長が適当と認めるものであること。</p> <p>ウ 児童福祉法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>◆ 家庭的保育者委託契約書第7条（保育の条件）</p> <p>受注者が保育することができる児童は、3人以内とする。ただし、当該受注者が補助者を雇用して2人で保育するとき（受注者又は補助者のいずれかが保育士、助産師、保健師又は看護師の資格を有する場合に限る。）は、5人以内とする。</p>
保育時間	<p>○ 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者が定める。</p>	<p>◆ 家庭的保育事業等実施要綱（都）別表1の5 保育時間</p> <p>保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、区市町村が定めること。</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
保育の内容	<p>● 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準第 35 条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>◆保育指針に準拠</p> <p>第 3 章保育の内容</p> <p>保育士等が適切に行う事項及び保育士等が援助して子どもが乳幼児期に育ち経験することが望まれる。</p>
保護者との連絡	<p>○ 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	<p>◆家庭的保育者委託契約書第 16 条（遵守事項）</p> <p>（2）保護者との意思の疎通を密にし、児童の心身の発達に応じた適切な保育を行うこと。</p> <p>◆家庭的保育事業等実施要綱（都）別表 1 の 9 区市町村が行う体制整備</p> <p>2 常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めること。</p>

3 小規模保育事業

項目	国基準概要	現状と関係法令等
(1) 通則		
小規模保育事業の区分	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。 	
(2) 小規模保育事業A型		
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模保育事業所A型の設備の基準は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 ②乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき3.3平方メートル以上であること。 ③乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 ④満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理設備【従うべき基準】及び便所を設けること。 	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<p>⑤保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。</p> <p>⑥保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>⑦乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階以上に設ける建物は、建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であることのほか所定の防火設備などが備わっていること。</p>	
職員	<p>● 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<p>● 小規模保育事業所A型については、保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>① 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人</p> <p>④ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>● 保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。</p>	
準用	<p>「2 家庭的保育事業」における保育時間、保育の内容、保護者との連絡の規定を準用する。</p>	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
<p>(3) 小規模保育事業B型 ※現行の小規模保育事業の規模がB型相当であるためB型に記載。</p>		
<p>職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ● 小規模保育事業所B型の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 乳児 おおむね3人につき1人 ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に1人 ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人に1人 ④ 満4歳以上の児童 おおむね30人に1人 ● 保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱 (1) 保育従事職員配置基準 <p>左記③④を除く項目は記載有。</p> <p>★ 保育従事職員数の6割以上が、保育士資格を有する常勤職員であること。</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等												
準用	<p>「2 家庭的保育事業」における保育時間、保育の内容、保護者との連絡の規定を準用する。</p> <p>「(2) 小規模事業所A型」における設備の基準の規定を準用する。</p>	<p>西東京市小規模保育所事業実施要綱</p> <table border="1" data-bbox="1323 343 1977 1305"> <thead> <tr> <th data-bbox="1323 343 1525 395">区 分</th> <th data-bbox="1525 343 1977 395">要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1323 395 1525 515">乳幼児室又はほふく室</td> <td data-bbox="1525 395 1977 515">0歳児及び1歳児一人当たり3.3平方メートル（内法面積）以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 515 1525 627">保育室又は遊戯室</td> <td data-bbox="1525 515 1977 627">2歳児一人当たり3.3平方メートル（内法面積）以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 627 1525 738">医務室</td> <td data-bbox="1525 627 1977 738">静養できる機能を有すること。ただし、事務室等との兼用も可とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 738 1525 970">調理室</td> <td data-bbox="1525 738 1977 970">児童が保育室から簡単に立ち入ることがないように、保育室と区画されていること。また、定員に見合う面積及び設備を有すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 970 1525 1305">便所・その他</td> <td data-bbox="1525 970 1977 1305">便所には、保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。また、乳幼児便器の数は1以上設置すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>★ 小規模保育の保育時間は11時間</p>	区 分	要 件	乳幼児室又はほふく室	0歳児及び1歳児一人当たり3.3平方メートル（内法面積）以上	保育室又は遊戯室	2歳児一人当たり3.3平方メートル（内法面積）以上	医務室	静養できる機能を有すること。ただし、事務室等との兼用も可とする。	調理室	児童が保育室から簡単に立ち入ることがないように、保育室と区画されていること。また、定員に見合う面積及び設備を有すること。	便所・その他	便所には、保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。また、乳幼児便器の数は1以上設置すること。
区 分	要 件													
乳幼児室又はほふく室	0歳児及び1歳児一人当たり3.3平方メートル（内法面積）以上													
保育室又は遊戯室	2歳児一人当たり3.3平方メートル（内法面積）以上													
医務室	静養できる機能を有すること。ただし、事務室等との兼用も可とする。													
調理室	児童が保育室から簡単に立ち入ることがないように、保育室と区画されていること。また、定員に見合う面積及び設備を有すること。													
便所・その他	便所には、保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。また、乳幼児便器の数は1以上設置すること。													

項目	国基準概要	現状と関係法令等
(4) 小規模保育事業C型		
設備の基準	<p>○ 小規模保育事業所C型の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>①乳児又は満2歳に満たない幼児 乳児室又はほふく室（1人につき3.3平方メートル以上）、調理設備【従うべき基準】及び便所、保育に必要な用具</p> <p>②満2歳以上の幼児 保育室又は遊戯室（1人につき3.3平方メートル以上）、屋外遊戯場（1人につき3.3平方メートル以上）、調理設備【従うべき基準】及び便所、保育に必要な用具</p> <p>③保育室等を2階以上に設ける建物は、小規模保育事業所A型に掲げる要件に該当するものであること。</p>	
職員	<p>● 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。 	
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模保育事業所C型は、その利用定員を6人以上10人以下とする。 	
準用	「2 家庭的保育事業」における保育時間、保育の内容、保護者との連絡の規定を準用する。	

4 居宅訪問型保育事業

項目	国基準概要	現状と関係法令等
居宅訪問型保育事業	<p>● 居宅訪問型保育事業は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>③児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要があると市町村が認める乳幼児に対する保育</p> <p>⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</p>	
設備及び備品	○ 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事務所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	
職員	● 居宅訪問型保育事業は、家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は 1 人とする。	
居宅訪問型保育連携施設	<p>● 居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、その状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>● 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認める居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p>	
準用	「2 家庭的保育事業」における保育時間、保育の内容、保護者との連絡の規定を準用する。	

5 事業所内保育事業

項目	国基準概要	現状と関係法令等																										
利用定員の設定	<p>○ 事業所内保育事業者は、利用定員に応じ、本省令で定める数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="537 510 1075 1228"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人～5人</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人～7人</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人～10人</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人～15人</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人～20人</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人～25人</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人～30人</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人～40人</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人～50人</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人～60人</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人～70人</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1人～5人	1人	6人～7人	2人	8人～10人	3人	11人～15人	4人	16人～20人	5人	21人～25人	6人	26人～30人	7人	31人～40人	10人	41人～50人	12人	51人～60人	15人	61人～70人	20人	71人以上	20人	
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																											
1人～5人	1人																											
6人～7人	2人																											
8人～10人	3人																											
11人～15人	4人																											
16人～20人	5人																											
21人～25人	6人																											
26人～30人	7人																											
31人～40人	10人																											
41人～50人	12人																											
51人～60人	15人																											
61人～70人	20人																											
71人以上	20人																											

項目	国基準概要	現状と関係法令等
設備の基準	<p>○ 保育所型事業所内保育事業所（利用定員が 20 人以上の事業所内保育事業所）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>①乳児又は満 2 歳に満たない幼児</p> <p>乳児室（1 人につき 1.65 平方メートル以上）又はほふく室（1 人につき 3.3 平方メートル以上）、医務室、調理室【従うべき基準】、便所、保育に必要な用具</p> <p>②満 2 歳以上の幼児</p> <p>保育室又は遊戯室（1 人につき 1.98 平方メートル以上）、屋外遊戯場（1 人につき 3.3 平方メートル以上）、調理室【従うべき基準】及び便所、保育に必要な用具</p> <p>③保育室等を 2 階以上に設ける建物は、建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であることのほか所定の防火設備などが備わっていること。</p>	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所や搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては調理員を置かないことができる。 ● 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。 <ul style="list-style-type: none"> ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ● 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
連携施設に関する特例	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、集団保育の機会の設定や助言等の支援、代替保育の提供に関しては、連携施設による連携協力を求めることを要しない。 	
準用	<p>「2 家庭的保育事業」における保育時間、保育の内容、保護者との連絡の規定を準用する。</p>	
職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模型事業所内保育事業所（利用定員が 19 人以下の事業所内保育事業所）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 ● 保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①乳児 おおむね 3 人につき 1 人 ②満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人に 1 人 ③満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人に 	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<p>1 人</p> <p>④満4歳以上の児童 おおむね30人に1人</p> <p>● 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	
準用	<p>「2 家庭的保育事業」における保育時間、保育の内容、保護者との連絡の規定を準用する。</p> <p>「(2) 小規模事業所A型」における設備の基準の規定を準用する。</p>	

6 附則

項目	国基準概要	現状と関係法令等
施行期日	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。	
食事の提供の経過措置	● 現在、自園で調理を行っていない場合については、施行の日から起算して5年を経過する日までの間は経過措置として、食事の提供や調理員の配置の規定について適用しないことができる。	
連携施設に関する経過措置	● 連携施設の確保が著しく困難であって子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合には、施行の日から5年を経過する日までの間、確保しないことができる。	
小規模保育事業B型に関する経過措置	● 小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業における保育従事者は、施行の日から5年を経過するまでの間、家庭的保育者又は家庭的保育補助者を保育従事者とみなす。	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
利用定員に関する経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模保育事業C型にあつては、施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人以上15人以下とすることができる。 	